

監査結果報告に係る措置状況

監査結果

(令和6年6月7日・報告監第9号)

・健康福祉局

・土木局

・中央病院

西宮市監査事務局

西土総発第13号
令和6年11月25日
(2024年)

西宮市監査委員 福 田 雅 至 様
同 金 崎 健太郎 様
同 板 戸 史 朗 様
同 中 村 衣 里 様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 措置を講じた部局 土木局
- 2 監査結果報告名 定期監査結果報告（土木局）
- 3 監査結果提出日 令和6年6月7日付報告監第9号
- 4 措置状況 別紙のとおり

定期監査結果報告に基づき講じた措置
(令和6年6月7日付報告監第9号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P20

1 適正な収入事務の徹底

道路占用料は、事前納付であるため本来滞納は発生しないはずであるが、公益性が高く申請件数が大量である三者について便宜的に1か月分をまとめて納付させているため、年度末の納付が遅れて滞納繰越が発生してしまった。便宜的にまとめて納付させるしか方法がないならば、その根拠を明文化するとともに、年度末は特に注意して収入状況を確認し、滞納繰越が発生しないよう対策を行われたい。

(講じた措置)

滞納繰越につきまして、年度末は特に注意して収入状況を確認したことにより、令和5年度の滞納繰越はありません。

公益事業者等の納期に関する特例の明文化につきまして、令和7年4月1日施行に向け、鋭意、条例改正作業中です。

(要改善事項)

監査結果報告書 P20

2 適正な備品管理

備品に関しては、第二庁舎への移転から2年経たいまだに、移転時に廃棄した際の廃棄手続を行っていないものや設置場所の変更手続を行っていないものが散見され、管理が確実にされているとはいえない状態である。また、指定管理者から備品の買替えについて報告されていたにもかかわらず、廃棄手続がされていなかった。

市が管理する財産は、市民の負担によって取得した財産であることを十分に認識し、今一度状況を確認したうえ、徹底した管理をされたい。

(講じた措置)

廃棄手続きもれの備品については、速やかに備品管理システムで廃棄の手続きを行い、備品シールが剥がれていた備品については、シールを再発行し貼付いたしました。

今後、備品に変更等が生じた場合は速やかに手続きを行い、備品管理システムと備品現物の照合確認など、徹底した管理に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P20

3 適正な委託業務

(1) 契約事務

委託業務における仕様書は委託する業務の内容を特定する重要な書面であり、入札金額に大きくかわるものであることを認識し、契約事務に疑義が生じないように留意されたい。また、所管課契約は、所管課内で事務手続きが完了するものであるが、誤りが生じないように複数の目で確認し、内部統制を意識した事務の適正化に努められたい。

(講じた措置)

委託業務における仕様書の内容確認については、複数の職員で確認するなどチェック体制を強化いたしました。

また、所管課契約につきましても、複数の職員で確認するなどチェック体制を強化いたしました。今後、誤りがないよう適正な事務処理に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P21

3 適正な委託業務

(2) 業務管理

委託業務の実施にあたっては、受託者に対して、再委託した業務についても自らが責任を負うべきことを再認識させるとともに、市は、受任者に一任して報告を受けるだけでなく、業務の実施計画の段階から業務にかかわるなど、適正な業務管理に努められたい。

(講じた措置)

委託業務の受託者に対して、再委託した業務についても責任を負うべきことを認識させるため、受託者を指導するよう周知徹底いたしました。また、再委託業務であっても、再委託業務の実施計画の段階から業務にかかわり、適正な業務管理に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P21

4 適正な請負工事

(1) 施工管理

所管課契約工事や単価契約工事において、性能や強度などを確認する品質管理や、寸法や数量などを確認する出来形管理が、市の基準等に基づいて行われていない事例が散見した。たとえ小規模な工事現場であっても、品質や出来形が確保されていることの重要性を理解し、適正な施工管理に努められたい。

(講じた措置)

品質管理及び出来形管理について、市の基準等に基づき確認するよう周知徹底いたしました。小規模な工事であっても、品質や出来形が確保されていることの重要性を理解し、適正な施工管理に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P21

4 適正な請負工事

(2) 単価契約工事

単価契約工事は、原則として公共施設の小規模な維持修繕工事で、施工箇所をあらかじめ特定できないが相当量発生すると見込まれるものなどに該当するものとされている。道路照明灯更新等工事の施工箇所は3年度から継続して行われている箇所であり、一般契約がふさわしいと考えられる工事である。

単価契約工事の適用にあたっては、平成30年の契約課長通知「工事請負契約における単価契約の的確な運用について」に従うとともに、契約単価を定めた項目の仕様などを明確にし、適正な執行に努められたい。

(講じた措置)

単価契約工事の適用にあたっては、平成30年の契約課長通知「工事請負契約における単価契約の的確な運用について」に従うとともに、契約単価を定めた項目の仕様を明確にし、適正な執行に努めてまいります。また、施工箇所をあらかじめ特定できるものについては、一般契約にするなど、適正な執行に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P21

4 適正な請負工事

(3) 工事成績評価

工事成績評価において、加点もれや加点誤りの事案が複数見られた。特に週休2日工事は建設業の働き方改革を推進する観点から取り組んでいるものであり、工事成績評価基準等に基づき適正な評価をされたい。

(講じた措置)

今回の誤りの事案を共有し、工事成績評価基準等に基づき適正に評価するよう周知徹底いたしました。特に週休2日工事に関しては、建設業における週休2日の推進等の休日確保の必要性等を理解し、加点もれ等がないように努めてまいります。

(監査委員の意見)

監査結果報告書 P22

1 未利用地の解消

土木局が行う公共施設の整備は、事業期間が数十年に渡ることもあり、その間の気候変動や経済状況のみならず、社会情勢にも大きく影響を受ける場合がある。代替地としての需要があった時代に取得した用地も、現在の用地買収事業においては需要がなく、取得後に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が整備されて利用が困難な土地になったため、売却を含めて処分が一層厳しい状況になっている。

土木局はこれまでも、代替地等の多くの未利用地を抱えていたが、それぞれの土地に関する諸課題を解決してきた結果、未利用地は徐々に減少している。

資産活用の観点からも、「西宮市未利用地の利活用に関する方針」に沿って庁内で協議する等、検討を重ね、未利用地の解消に努められたい。

(講じた措置)

未利用地については、これまでの経緯や行政上の目的などを踏まえ、引き続き庁内で情報共有する等、多様な活用方法を検討してまいります。また、活用が困難な狭小又は不整形地については、隣接者への売却についても努めてまいります。

2 事務処理の改善

事務処理においては、前回監査時に要改善事項とした指定管理者の業務確認、自転車等駐車場使用料の減免要件の確認や家族用の入退場用カード等、大幅な改善が認められるものもあったが、道路占用料の徴収方法を始め、備品等の財産管理や工事の契約方法、施工管理など改善が必要な点も多く残っている。

適正な事務処理は、自治体業務の根幹となるものであり、すべての業務の基礎である。今後とも、市民生活の安全・安心の向上に向けて、土木局業務のさらなる改善に努められたい。

(講じた措置)

このたびご指摘のあった内容の改善と再発防止を徹底いたします。適正な事務処理は自治体業務の根幹となるものだと強く認識し、土木局業務全体のさらなる改善に努めてまいります。